

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ①)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績 又は 現況	<p>A) 品質ポリシー及び品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質ポリシーの策定(2014年3月) ・品質マニュアルの策定(2014年7月)、改訂(2016年7月)
	<p>B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書</p> <p>品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意匠審査基準」(審査の基本的な考え方を示す文書) ・「意匠審査便覧」(審査業務にあたり必要となる事項等を示した文書) ・「面接ガイドライン」(面接・電話対応の具体的な手順を示す文書) <p>意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、日本語版、英語版共に2018年4月、6月及び、2019年1月に公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 第1章「工業上利用することができる意匠」(2018年4月) (底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い) ・第7部 第1章「部分意匠」(2018年4月) ・第11部 第8章「部分意匠の国際意匠登録出願」(2018年4月) (意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い) ・第3部 「新規性喪失の例外」(2018年6月) (意匠法の改正に伴い、例外期間等を修正) ・第5部 「一意匠一出願」(2019年1月) (「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し及び、一意匠の考え方の明確化) ・第7部 第2章「組物の意匠」(2019年1月) (組物の意匠制度の運用の見直し) ・第13部別添 「組物の構成物品表」(2019年1月)
	<p>国際意匠登録出願(以下、ハーグ出願)については以下の関連資料(内部資料)について改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ出願に関する起案記載例集の改訂(2018年8月) ・ハーグ起案チェックシートの改訂(2018年8月)
	<p>C) 意匠分類関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開(2018年5月更新) ・国際意匠分類(ロカルノ分類)と日本意匠分類との対応表(コンコーダンス表)の作成及び公開 ・国際意匠分類(ロカルノ分類)の仮訳作成及び公開
	<p>D) 文書の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、イントラネットを含め適切に管理している。

	<p>E) 文書の一覧表の作成 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、HPで公開した。</p>
資料の 所在	<p>○品質ポリシー(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf</p>
	<p>○品質マニュアル(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf</p>
	<p>○意匠審査基準(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/isyu-shinsa_kijun.htm</p>
	<p>○意匠審査基準英語版(仮訳)(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/design_es.htm</p>
	<p>○意匠審査便覧(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/isyu_binran.htm</p>
	<p>○面接ガイドライン【意匠審査編】(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyu.pdf</p>
	<p>○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ(上記B関連) https://www.ipa.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/isyu_seido_wg_menu.htm</p>
	<p>○意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/ishou-reigai-tetsuduki.htm</p>
	<p>○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm</p>
	<p>○日本意匠分類関連情報(上記C関連) http://www.ipa.go.jp/shiryu/s_sonota/isyu_bunrui.htm</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ②)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
② 審査及び品質管理のための手続の明確性	
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績 又は 現況	A) 審査の進め方 意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きを「意匠審査基準」において定めている。
	B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。
	<p>意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図</p>

資料の所在	○意匠審査基準(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kiiun/kiiun2/isyou-shinsa_kiiun.htm
	○意匠審査基準英語版(仮訳)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/design_es.htm
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ③)

<p>評価項目名</p>	<p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知</p>																		
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>																		
<p>実績 又は 現況</p>	<p>(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況)</p> <p>A) 品質ポリシー ・「品質ポリシー」の公表(2014年8月)及び配布(2014年9月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年10月以降)</p> <p>B) 品質マニュアル ・「品質マニュアル」の公表(2014年12月)及び改訂(2016年7月) ・「品質マニュアル」英語版の公開(2016年7月)</p> <p>C) 企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 ・2018年度実績: 19件、年度内4件予定(2017年度実績21件)。</p> <p>D) 職員に対する周知状況 庁内のイントラネット等において以下の文書等を意匠審査部全体に周知している。 ・2018年度意匠審査の質に関するユーザー評価調査結果 ・2017年度品質監査の結果から2018年度に審査官が留意すべき点 ・ハーグ起案チェックシート(2018年度更新) ・起案記載例集(2018年度更新) ・国際意匠登録出願の起案記載例集(2018年度更新)</p> <p>(職員向けの研修の実施状況)</p> <p>E) 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。また、2018年度においては新任管理職(決裁を行う者)を対象として品質管理に関する情報共有を図った。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2018年度実績</td> </tr> <tr> <td>・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)</td> <td style="text-align: right;">2018年5月18日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理研修(異動者対象)</td> <td style="text-align: right;">2018年7月13日 3名受講</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2018年8月2日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)</td> <td style="text-align: right;">2018年10月18日 4名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(第2回)</td> <td style="text-align: right;">2018年11月12日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・応用能力研修2</td> <td style="text-align: right;">2018年12月18日 3名受講</td> </tr> <tr> <td>・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会</td> <td style="text-align: right;">2018年4月16日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理官向け説明会</td> <td style="text-align: right;">2018年6月25日 8名受講</td> </tr> </table> <p>F) 職員の理解状況の把握 ・審査官補コース研修、審査官コース研修については、各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。 ・マネジメント能力研修、応用能力研修及び審査官コース研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認する検証を実施した。</p>		2018年度実績	・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2018年5月18日 2名受講	・品質管理研修(異動者対象)	2018年7月13日 3名受講		2018年8月2日 2名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)	2018年10月18日 4名受講	・マネジメント能力研修(第2回)	2018年11月12日 1名受講	・応用能力研修2	2018年12月18日 3名受講	・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会	2018年4月16日 1名受講	・品質管理官向け説明会	2018年6月25日 8名受講
	2018年度実績																		
・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2018年5月18日 2名受講																		
・品質管理研修(異動者対象)	2018年7月13日 3名受講																		
	2018年8月2日 2名受講																		
・審査官コース研修(審査官補対象)	2018年10月18日 4名受講																		
・マネジメント能力研修(第2回)	2018年11月12日 1名受講																		
・応用能力研修2	2018年12月18日 3名受講																		
・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会	2018年4月16日 1名受講																		
・品質管理官向け説明会	2018年6月25日 8名受講																		

資料の 所在	○品質ポリシーパンフレット(上記A, B, C関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー(英語)(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/design.pdf
	○品質マニュアル(英語)(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/design_manual/manual.pdf
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

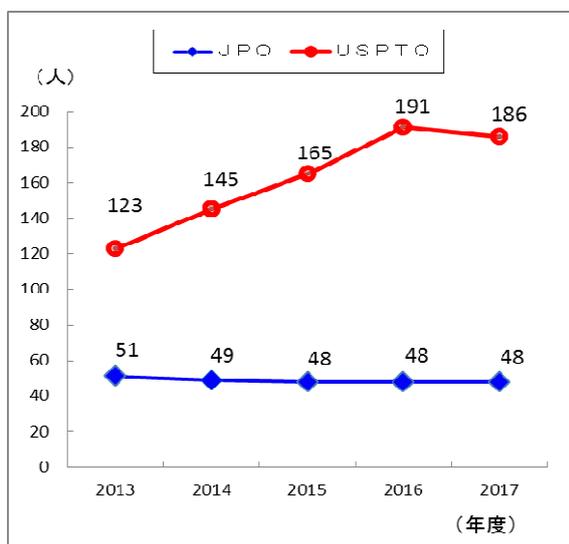
(評価項目 I . (2) ④)

評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

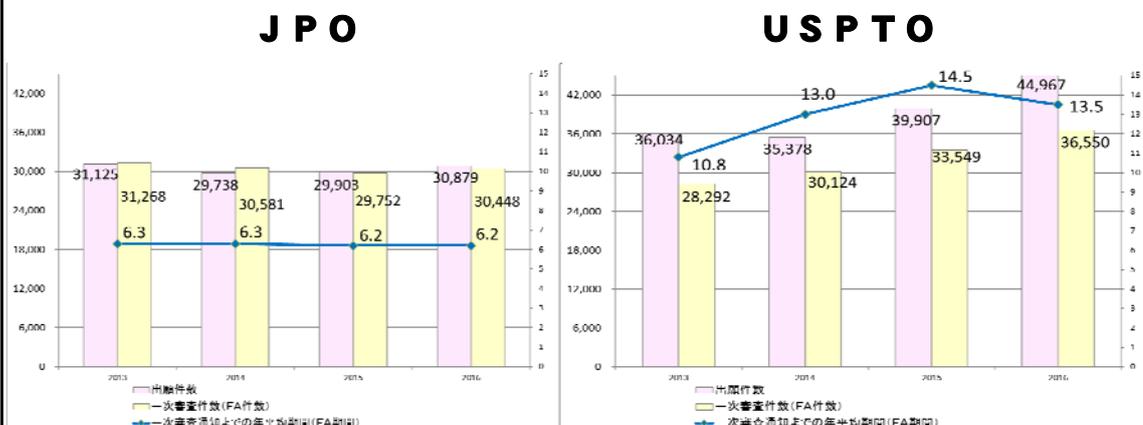
(意匠審査部門の組織体制・人員配置)
A) 意匠審査部門は、合計約50名の審査官により国内案件に加えてハグ出願の審査も行っている(2018年度も2017年度に引き続き意匠審査官を新たに2名採用)。3つの審査室には管理職が8名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B) 審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査の効率化を図ってきた。この結果、審査官1人当たりの一次審査件数(FA件数)で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較し、約2.5倍(2017年の出願件数を審査官数で割った参考値)の審査量を行っている上に、FA期間もUSPTO(13.5月)の半分以下(6.2月)の期間で行われている。

実績
又は
現況



【図1】JPOとUSPTOとの審査官数比較
(特許庁年次報告書及びUSPTO年報)



【図2】USPTOとの出願件数、FA件数及びFA期間(年平均)比較
(特許庁年次報告書及びID5で交換の統計情報より作成。)

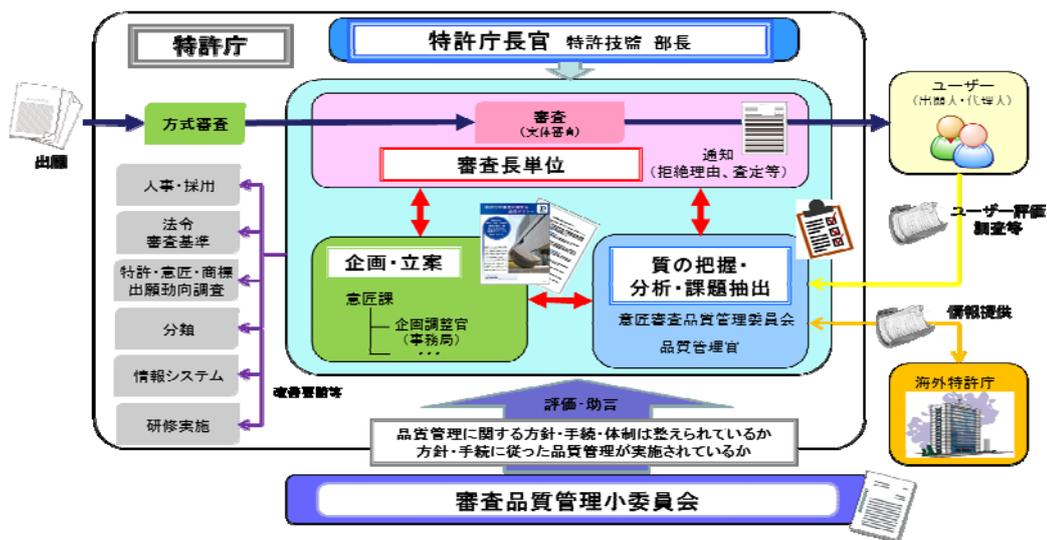
【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (2) ⑤)

<p>評価項目名</p>	<p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ⑤品質管理体制</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については特許庁長官が、事務のうち技術に関しては特許技監及び審査第一部長が責任者となっている。</p> <p>B) 審査業務を実施する各審査長単位 審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行っている。</p> <p>C) 品質関連施策の企画・立案を行う意匠課 品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、品質管理の企画・立案を行う者を2名(通常の審査業務と兼任)設け、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査部・審査長単位が実施する施策(協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等)の企画・立案 ・品質関連施策(ユーザー評価調査等)の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート(審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック) <p>D) 審査の質の分析・評価を行う意匠審査品質管理委員会・品質管理官 意匠審査品質管理委員会は、3審査室の審査長、審査監理官及び上席総括審査官の合計6名(うち1名は委員長)の委員と事務局によって以下を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析及び評価 ・上記分析及び評価により明確化された課題の報告 ・品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言 <p>品質管理官は、国内の出願の監査に4名の管理職経験者で構成している。試行中のハーグ出願の監査を担当する者(通常の審査業務と兼任)2名で構成している。</p>

E) 品質管理体制の概略図

実績
又は
現況



【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>A) 決裁 ・決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。 ・起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行っている。 ・監査において分析官から指摘のあった点については都度決裁者に確認を行うことで、品質管理に関する高い意識付けを行っている。 ・新任の管理職を対象として、決裁時に留意すべきポイントについて管理職間での情報共有を図った。(評価項目③を参照)。</p> <p>B) 審査官と決裁者間の協議(案件協議) 下記の条件に係る案件に対し、決裁者と案件協議を行うことで審査の質(意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性)を向上させる取組を行っている(2018年度:55件(2019年1月末時点)、(2017年度実績96件))。 ・ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる向で処理を検討している案件 ・手続き上の問題低減観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件 ・中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件 ・模倣品対策のため早期審査象案件 なお、ハーグ出願については全件案件協議対象としている(2018年度:1592件(2019年1月末時点)、(2017年度実績 1,908件))。</p> <p>C) ハーグ出願への対応 ・起案書の形式的な瑕疵が起らないように、ハーグ出願の起案文書に対しては決裁者と形式的事項の確認部署において全件のチェックを行っている。 ・審査室内におけるハーグ出願の起案に関する情報共有の為の掲示板の開設、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。 ・ハーグ出願における協議指令書の起案文を見直し、理由文の組み合わせが適切に選択できるようシステム改造を行うことで、起案文の内容及び、作成手順の改善を図った。 ・ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」に運用改善した内容を追加し、更新した。 ・ハーグ出願に対する拒絶通報等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーションを作成し、審査室の一部で利用を開始した。起案情報を日本意匠分類や通知種別、文字列(日本語及び英語)によって検索可能とした。 ・国際協調を意識し、意匠の開示方法に関する意匠審査基準の改訂及び公表を行った。 ・ハーグ出願の起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を更新した。</p>

	<p>D) 専門知識の向上と知識の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する知識を得るために、出願人企業を意匠審査官が訪問した。さらに、企業の経営層との意見交換、情報収集を行った。また、審査担当物品関連の展示会、学会、シンポジウム、セミナー等を訪問し(実績件数:90件)(2019年1月末時点)、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めた。 ・異動等で新担当分野を持った審査官は、企業訪問や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やした。 <p>また、従前から行っている日本意匠分類ごとの分類定義や出願案件ごとに引き継ぎを想定した記録を必要に応じて作成して、日頃から将来の異動を考慮した記録の充実を行うと同時に、ハーグ出願では、ハーグアーカイブによって分野特有の起案情報の蓄積・共有化を図った。</p>						
	<p>E) 業績目標と審査官の評価</p> <p>各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックする。</p>						
<p>実績 又は 現況</p>	<p>F) 面接・電話対応</p> <p>出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。</p> <p>2018年度実績(2019年1月末時点)</p> <table border="0"> <tr> <td>①面接審査(②を除く)</td> <td>193件(2017年度合計実績:278件)</td> </tr> <tr> <td>②出張面接審査及びテレビ面接審査</td> <td>82件(2017年度合計実績:91件)</td> </tr> <tr> <td>③対応記録(電話対応等)</td> <td>2,806件(2017年度合計実績:4,316件)</td> </tr> </table> <p>2018年度「特許庁が達成すべき目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を65%以上」とする。(2018年度ユーザー評価は77.8%) ・出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「80件以上」とする。(2019年1月末時点82件(上記②参照)) <p>・巡回特許庁や各種セミナー、企業コンタクト等の機会などで、積極的に出張面接やテレビ面接の利用を促した。</p>	①面接審査(②を除く)	193件(2017年度合計実績:278件)	②出張面接審査及びテレビ面接審査	82件(2017年度合計実績:91件)	③対応記録(電話対応等)	2,806件(2017年度合計実績:4,316件)
①面接審査(②を除く)	193件(2017年度合計実績:278件)						
②出張面接審査及びテレビ面接審査	82件(2017年度合計実績:91件)						
③対応記録(電話対応等)	2,806件(2017年度合計実績:4,316件)						
	<p>G) 技術動向・ビジネス動向の把握</p> <p>審査官は学会や展示会等への参加(2019年1月末時点:90件)や、企業との意見交換(2019年1月末時点:19件、年度内4件予定)を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、2002年度から実施している意匠出願動向調査を継続して行っており、2018年度は全ての意匠分野を対象とした意匠出願動向調査のほか、医療用及び実験用器具の分野に特化した意匠出願動向調査を行っている。</p>						

	<p>H) 品質関連情報の収集・提供 以下の品質関連情報を活用し、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。</p> <p>1. 審査に関する統計データ 審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして2018年度も毎月提供している(データの閲覧は、本人と管理職のみ可)。</p> <p>2. 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献等、審判結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、2018年度も毎月更新して意匠審査部門に提供している。</p>
<p>実績 又は 現況</p>	<p>I) 審査関連文書の整備・改訂 意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、日本語版、英語版共に2018年4月、6月及び、2019年1月に公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 第1章「工業上利用することができる意匠」(2018年4月) (底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い) ・第7部 第1章「部分意匠」(2018年4月) 第11部 第8章「部分意匠の国際意匠登録出願」(2018年4月) (意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い) ・第3部 「新規性喪失の例外」(2018年6月) (意匠法の改正に伴い、例外期間等を修正) ・第5部 「一意匠一出願」(2019年1月) (「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し及び、一意匠の考え方の明確化) 第7部 第2章「組物の意匠」(2019年1月) (組物の意匠制度の運用の見直し) 第13部別添 「組物の構成物品表」(2019年1月) <p>国際意匠登録出願(以下、ハーグ出願)については以下の関連資料(内部資料)について改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハーグ出願に関する起案記載例集の改訂(2018年8月) ・ハーグ起案チェックシートの改訂(2018年8月)
	<p>J) 能力向上のための研修の実施 審査官全員の知識(最新の技術やデザイン動向の把握等)及び能力(起案文書作成能力等)の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。</p> <p>2018年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研修 日本と海外のデザインの現状 2018年8月21日 69名受講 ・特別研修 米国意匠制度の実務 2018年10月10日 77名受講 ・コンシューマー・エレクトロニクス・ショー(CES) 2019年1月8日-11日 1名派遣 ・国際消費財見本市(アンビエンテ) 2019年2月8日-12日予定 1名派遣予定 <p>・ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2018年度は11月から2月にかけて、4名の審査官が研修を受講する予定。</p>
	<p>K) 審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画 個別の審査室等が、人材育成を目的として行っている取組を取り纏め、審査部全体で共有するとともに、優れた取組に対して顕彰を行うことを目的とした「Best Examiner Team of the Year賞(BETY賞)」の選考を実施している。</p>

実績 又は 現況	<p>L) 意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理</p> <p>・的確なサーチを行う事を目的として、意匠登録出願及びハーグ出願に対し、日本意匠分類だけでなく、ロカルノ分類の付与及びメンテナンスを行っている。また、日本意匠分類とロカルノ分類の対照表や、ロカルノ分類第10版物品リストの和訳、WIPOにおける国際登録例を検索するための手順書を作成し、必要に応じ、適宜修正している。</p> <p>M) 国際的取組</p> <p>・品質監査に関する研究についての協力プロジェクトを国際協調に向けた新たな取組として採択した。また、米国特許庁、台湾特許庁の意匠審査官と意見交換が行われることになった。</p>
資料の 所在	<p>○意匠審査基準(審査手続きについては、第12部 審査の進め方)</p> <p>・審査の進め方 概論 http://www.ipo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/27.pdf</p> <p>・審査の進め方 各論 http://www.ipo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/28.pdf</p> <p>○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ(上記I関連) https://www.ipo.go.jp/shiryuu/toushin/shingikai/isyou_seido_wg_menu.htm</p> <p>○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き(上記I関連) http://www.ipo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm</p> <p>○意匠審査便覧 http://www.ipo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/isyou_binran.htm</p> <p>○面接ガイドライン【意匠審査編】 http://www.ipo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。</p>
<p>実績 又は 現況</p>	<p>A) 意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証 ・2018年4月に、当該年度に実施すべき取組を示した『平成30年度意匠課業務計画』の中で、意匠課の重点項目の一つとして「意匠審査の品質管理」を遂行する旨を定めた。 ・策定した取組の計画に対しては、半期終了ごとに進捗状況を検証し、レビューを実施している。</p> <p>B) 国内案件の品質監査 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第12部「審査の進め方」をベースとして検証した。 ・監査対象案件抽出のためのシステムを使用し、審査長決裁後の出願人への発送待ち案件から対象案件を抽出している。 ・同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行っている。 ・事務局は、全審査室の全審査官の起案が品質監査対象となるよう、監査対象案件を抽出している。 ・発送を保留したことによる審査期間の遅延・案件の滞留を防ぐため、1回の監査では監査件数を分析官一人に対して5件程度、監査期間を1週間以内とし、年8回の監査を実施している。 ・年間の品質監査の件数は160件程度実施する。(2018年度は2019年1月末までに140件を実施、年度内に160件の監査を予定)(2017年度実績:160件(出願件数に対して0.5%を越える監査件数を目標に実施)) ・効果的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討し、品質管理官からの監査結果は、+監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし再起案等の相談、検討を速やかに行えるようにした。</p> <p>C) ハーグ出願の品質監査の試行 ・2017年度から、ハーグ出願の一次審査の起案についても品質監査の試行を行っている。 ・2018年度は監査対象を一次審査以外の起案にも拡大して監査を試行した。 ・監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ出願の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目(チェックシート)を参考に作成。2018年度は一次審査以外の起案の監査項目も作成し、チェック項目(チェックシート)を更新した。 ・ハーグ出願に関する起案記載例集の改訂</p>

	<p>D) ユーザー評価調査</p> <ul style="list-style-type: none">・2018年度アンケート送付件数：国内企業297社、外国企業51社(2017年度：国内企業301社、外国企業51社)。ユーザー評価調査における調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。・2018年度アンケート回収率：A票(意匠審査全般の質について)91.4%、B票(特定の出願における意匠審査の質について)64.7%(2017年度実績：A票88.6%、B票69.6%)。・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。・調査票も自由記載欄をまとめる等、回答者の負担を考慮し修正。・集計・分析作業終了後、その結果を意匠審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。 <p>E) ユーザー等との意見交換</p> <p>ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施。 (2018年度実績：19件、年度内4件予定(2019年1月末時点)(2017年度実績21件))。</p> <ul style="list-style-type: none">・業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を、2018年度も継続して行っている(2018年度実績：7回(2019年1月末時点)(2017年度実績：6件))。
実績 又は 現況	<p>F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付</p> <p>電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施(2014年11月～)。</p> <ul style="list-style-type: none">・外国ユーザーからのニーズ把握のため、特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設け、英語でのご意見も受け付けている。・寄せられた意見は適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析し、品質向上のための取組に反映する。
	<p>G) 審判決との判断相違の分析</p> <ul style="list-style-type: none">・審判決との判断相違の統計調査や、分野ごとの傾向に関する分析等を実施した。(2018年度：194件(2019年1月末時点))・審決の内容について審判部で審理結果連絡票を作成し、審査部に共有を図った。・審決関連情報として処理が確定した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官の担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。・意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施(2018年9月開催)。・意匠審判部からの審判決報告会の実施(2019年2月予定)。
資料の 所在	○審査の質の向上のための御意見受付(上記F関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	<p>A)分析 分析方法としては、意匠審査の質(審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等)を総合的な視点から分析および課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。</p>
	<p>(特許庁内部での評価に基づく分析)</p> <p>B) 品質管理についての内部レビューを通じた分析 ・毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会(意匠)で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行っている。 ・2018年度も前年度と同様に、半期毎のレビューと庁内委員会を行い、サーチ指示に関する問題点を分析し、改善策を検討して手順書等を修正している。 ・2017年度に行われた審査品質管理小委員会において、委員から受けた評価及び改善案を受けて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。 ・ハーグ出願は起案の実績を積み上げている段階であり、分析方法の確立のために2018年度も引き続き、全件に対して案件協議を実施し内容を分析する。</p>
	<p>C) 品質監査を通じた分析 ・監査により得られたデータの分析及び監査における指摘事項、案件協議の記録、決裁者の聞き取りに関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、改善策へつなげることができるようにしている。</p>

実績 又は 現況	<p>D) 審判関連データの収集・分析 ・審判請求に関する情報・審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の情報等を収集し、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決の情報を整理し、意匠審査の現状・改善すべき点が把握できるようにしている。 ・審決関連情報として処理が確定した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官の担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている(⑦再掲)。</p>
	<p>(特許庁外部での評価に基づく分析)</p> <p>E) ユーザー評価調査を通じた分析 ・回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。 ・改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求めた。 ・2018年度は、9割を超える回答があり、また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。</p>
	<p>(課題抽出) (「特許庁内部での評価に基づく分析」により抽出された課題)</p> <p>F) ハーグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組 [B]での分析結果 ・ハーグ出願について、今年度行った協議指令内容の変更によって発生する問題を抽出し、それに対する監査の仕組みを整え、監査を実施した。 ・2018年度からは、監査対象の起案書類をFAの書類だけでなく、FA以外の書類にも拡大する。ハーグ出願は起案の実績を積み上げている段階であり、分析方法の確立のために2018年度も引き続き、全件に対して案件協議を実施し内容を分析し、監査における問題点の抽出等を引き続き行う。</p>
	<p>G) 品質監査についての課題 [C]での分析結果 品質監査の問題点(システム改造等に対応した判断・起案の品質監査の仕組み・運用手順の見直し、決裁を効率的かつ効果的に行う方法)を適時洗い出す必要がある。</p>
	<p>(「特許庁外部での評価に基づく分析」により抽出された課題)</p> <p>H) ユーザー評価調査についての課題 [E]での分析結果 ・ユーザー評価調査により、意匠審査官の専門知識レベルに関する課題が明らかになったことから、優先的に改善に取り組む必要がある。審査官は、出願人企業への訪問、審査担当関連物品の展示会の見学、学会、シンポジウム、セミナー等への積極的に参加する機会を増やすなど専門知識の向上に努める必要がある。</p>
	<p>K) 国際的取組についての課題 ・引き続き、JPOにおける品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に発信していくとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。</p>
<p>実績 又は 現況</p>	<p>(①～③の改善状況) <その他品質管理のための具体的な手順を示す文書> 意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、日本語版、英語版共に2018年4月、6月及び、2019年1月に公開した。 ・第2部 第1章「工業上利用することができる意匠」(2018年4月) (底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い) ・第7部 第1章「部分意匠」(2018年4月) 第11部 第8章「部分意匠の国際意匠登録出願」(2018年4月) (意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い) ・第3部 「新規性喪失の例外」(2018年6月) (意匠法の改正に伴い、例外期間等を修正) ・第5部 「一意匠一出願」(2019年1月) (「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し及び、一意匠の考え方の明確化) 第7部 第2章「組物の意匠」(2019年1月) (組物の意匠制度の運用の見直し) 第13部別添 「組物の構成物品表」(2019年1月)</p> <p>国際意匠登録出願(以下、ハーグ出願)については以下の関連資料(内部資料)について改訂した。 ・ハーグ出願に関する起案記載例集の改訂(2018年8月) ・ハーグ起案チェックシートの改訂(2018年8月)</p> <p><文書の一覧表の作成> ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成した。</p> <p><品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況> 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。(2019年1月末時点実績:19件、年度内4回開催予定)。</p> <p><職員に対する周知状況> 庁内のイントラネットにおいて以下の文書等を意匠審査部全体に周知している。 ・2018年度意匠審査の質に関するユーザー評価調査結果 ・2017年度品質監査の結果から2018年度に審査官が留意すべき点 ・ハーグ起案チェックシート(2018年度更新) ・起案記載例集(2018年度更新) ・国際意匠登録出願の起案記載例集(2018年度更新)</p>

実 績 又 是 現 況	<職員向けの研修の実施状況> 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。また、2018年度においては新任管理職(決裁を行う者)を対象として品質管理に関する情報共有を図った。																							
	2018年度実績																							
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)</td> <td style="width: 20%;">2018年5月18日</td> <td style="width: 20%;">2名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理研修(異動者対象)</td> <td>2018年7月13日</td> <td>3名受講</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2018年8月2日</td> <td>2名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)</td> <td>2018年10月18日</td> <td>4名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(第2回)</td> <td>2018年11月12日</td> <td>1名受講</td> </tr> <tr> <td>・応用能力研修2</td> <td>2018年12月18日</td> <td>3名受講</td> </tr> <tr> <td>・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会</td> <td>2018年4月16日</td> <td>1名受講</td> </tr> <tr> <td>・品質管理官向け説明会</td> <td>2018年6月25日</td> <td>8名受講</td> </tr> </table>	・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2018年5月18日	2名受講	・品質管理研修(異動者対象)	2018年7月13日	3名受講		2018年8月2日	2名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)	2018年10月18日	4名受講	・マネジメント能力研修(第2回)	2018年11月12日	1名受講	・応用能力研修2	2018年12月18日	3名受講	・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会	2018年4月16日	1名受講	・品質管理官向け説明会	2018年6月25日
・審査官補コース研修(対象となる新人全員受講)	2018年5月18日	2名受講																						
・品質管理研修(異動者対象)	2018年7月13日	3名受講																						
	2018年8月2日	2名受講																						
・審査官コース研修(審査官補対象)	2018年10月18日	4名受講																						
・マネジメント能力研修(第2回)	2018年11月12日	1名受講																						
・応用能力研修2	2018年12月18日	3名受講																						
・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会	2018年4月16日	1名受講																						
・品質管理官向け説明会	2018年6月25日	8名受講																						
(④の改善状況) <意匠審査部門の組織体制・人員配置> ・意匠審査官を新たに2名採用した。																								
⑤の改善状況 <品質管理体制> ハーグ出願の品質監査の検証・試行を行う者としてハーグ出願担当品質管理官(通常の審査業務と兼任)を、2018年も引続き2名を確保した。																								

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑩）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	<p>(⑥の改善状況 - 審査に関するもの -)</p> <p>< 審査官と決裁者間の協議(案件協議) > 2018年度: 55件(2019年1月末時点)の案件協議を行った。(2017年度実績96件)</p> <p>< ハーグ出願に関するもの > ・ハーグ出願については1,592件(2019年1月末時点)案件協議を行った。(2017年度実績1,908件) ・ハーグ出願の協議指令書の起案文を見直し、同時に理由部の記述部分について、適する条文の理由文の組み合わせが自動的に選択できるようにシステム改造を行い起案書の内容、作成の改善を図った。 ・ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」に運用改善した内容を追加し、更新した。 ・ハーグ出願に対する拒絶通報等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーションを作成し、審査室の一部で利用を開始した。起案情報を日本意匠分類や通知種別、文字列(日本語及び英語)によって検索可能とした。 ・国際協調を意識し、意匠の開示方法に関する意匠審査基準の改訂及び公表を行った。 ・ハーグ出願の起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を更新した。</p>					
	<p>< 面接・電話対応 > 2018年度実績(2019年1月末時点)</p> <table border="0"> <tr> <td>①面接審査(②を除く)</td> <td>193件(2017年度合計実績: 278件)</td> </tr> <tr> <td>②出張面接審査及びテレビ面接審査</td> <td>82件(2017年度合計実績: 91件)</td> </tr> <tr> <td>③対応記録(電話対応等)</td> <td>2806件(2017年度合計実績: 4,316件)</td> </tr> </table> <p>(参考: 2018年度実施庁目標「出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「80件以上」とする。)」</p> <p>< 技術動向・ビジネス動向の把握 > 審査官は学会や展示会等への参加(実績件数: 90件)(2019年1月末時点)や、企業等との意見交換(2018年実績: 19件、年度内4件予定)を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、2002年度から実施している意匠出願動向調査を継続して行い、また、2018年度は全ての意匠分野を対象とした意匠出願動向調査のほかに、医療用及び実験用器具の分野に特化した意匠出願動向調査を行っている。</p>	①面接審査(②を除く)	193件(2017年度合計実績: 278件)	②出張面接審査及びテレビ面接審査	82件(2017年度合計実績: 91件)	③対応記録(電話対応等)
①面接審査(②を除く)	193件(2017年度合計実績: 278件)					
②出張面接審査及びテレビ面接審査	82件(2017年度合計実績: 91件)					
③対応記録(電話対応等)	2806件(2017年度合計実績: 4,316件)					

<専門知識の向上と知識の共有>

・審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する知識を得るために、出願人企業を意匠審査官が訪問した。さらに、企業の経営層との意見交換、情報収集を行った。また、審査担当物品関連の展示会、学会、シンポジウム、セミナー等を訪問し(実績件数:59件)(4月-10月)、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めた。

・異動等で新担当分野を持った審査官は、企業訪問や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やした。

また、従前から行っている日本意匠分類ごとの分類定義や出願案件ごとに引き継ぎを想定した記録を必要に応じて作成して、日頃から将来の異動を考慮した記録の充実を行うと同時に、ハーグ出願では、ハーグアーカイブによって分野特有の起案情報の蓄積・共有化を図った。

<審査関連文書の整備・改訂>

意匠審査基準については、以下の項目について改訂を行い、日本語版、英語版共に2018年4月、6月及び、2019年1月に公開した。

- ・第2部 第1章「工業上利用することができる意匠」(2018年4月)
(底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い)
- ・第7部 第1章「部分意匠」(2018年4月)
第11部 第8章「部分意匠の国際意匠登録出願」(2018年4月)
(意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い)
- ・第3部 「新規性喪失の例外」(2018年6月)
(意匠法の改正に伴い、例外期間等を修正)
- ・第5部 「一意匠一出願」(2019年1月)
(「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し及び、一意匠の考え方の明確化)
- 第7部 第2章「組物の意匠」(2019年1月)
(組物の意匠制度の運用の見直し)
- 第13部別添 「組物の構成物品表」(2019年1月)

実績
又は
現況

国際意匠登録出願(以下、ハーグ出願)については以下の関連資料(内部資料)について改訂した。

- ・ハーグ出願に関する起案記載例集の改訂(2018年8月)
- ・ハーグ起案チェックシートの改訂(2018年8月)

	<p><能力向上のための研修の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研修 日本と海外のデザインの現状 2018年8月21日 69名受講 ・特別研修 米国意匠制度の実務 2018年10月10日 77名受講 <p>コンシューマー・エレクトロニクス・ショー(CES) 2019年1月8日-11日 1名派遣 国際消費財見本市(アンビエンテ) 2019年2月8日-12日予定 1名派遣予定</p> <p>・ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を2013年から3回の試行を行い、2016年度から本格実施している。2018年度は2018年11月から2019年2月にかけて、4名の審査官が研修を受講する予定。</p>
<p>実績 又は 現況</p>	<p>(⑦の改善状況)</p> <p><品質監査に関するもの></p> <p>1. 国内案件の品質監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査対象案件抽出のためのシステムを使用し、審査長決裁後の出願人への発送待ち案件から対象案件を抽出している。 ・同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行っている。 ・事務局は、全審査室の全審査官の起案が品質監査対象となるよう、監査対象案件を抽出している。 ・発送を保留したことによる審査期間の遅延・案件の滞留を防ぐため、1回の監査では監査件数を分析官一人に対して5件程度、監査期間を1週間以内とし、年8回の監査を実施している。 ・年間の品質監査の件数は160件程度実施する。(2018年度は2019年1月末までに140件を実施、年度内に160件の監査を予定)(2017年度実績:160件(出願件数に対して0.5%を越える監査件数を目標に実施))。 ・効果的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討し、品質管理官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし再起案等の相談、検討を速やかに行えるようにした。 <p>2. ハーグ出願の品質監査の試行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度から、ハーグ出願の一次審査の起案についても品質監査の試行を行っている。 ・2018年度は監査対象を1次審査以外の起案にも拡大して監査を試行する予定。 ・監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ出願の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目(チェックシート)を参考に作成。2018年度は一次審査以外の起案の監査項目も作成し、チェック項目(チェックシート)を更新した。 <p><ユーザー評価調査に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度アンケート送付件数:国内企業297社、外国企業51社(2017年度:国内企業301社、外国企業51社)。ユーザー評価調査における調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 ・2018年度アンケート回収率:A票(意匠審査全般の質について)91.4%、B票(特定の出願における意匠審査の質について)64.7%(2017年度実績:A票88.6%、B票69.6%)。 ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・調査票も自由記載欄をまとめる等、回答者の負担を考慮し修正。 ・集計・分析作業終了後、その結果を意匠審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。

(⑧の改善状況)

＜ハーグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組＞

- ・ハーグ出願について、運用上起案内容の変更によって発生する問題について、審査官の起案ミスが抽出できるように監査の仕組みを整え、監査を実施した。
- ・2018年度からは、監査対象の起案書類をFAの書類だけでなく、FA以外の書類にも拡大する。ハーグ出願は起案の実績を積み上げている段階であり、分析方法の確立のために2018年度も引き続き、全件に対して案件協議を実施し内容を分析し、監査における問題点の抽出等を引き続き行う。

＜ユーザー評価調査についての課題＞

- ・ユーザー評価調査により、意匠審査官の専門知識レベルに関する課題が明らかになったことから、優先的に改善に取り組む必要がある。審査官は、出願人企業への訪問、審査担当関連物品の展示会の見学、学会、シンポジウム、セミナー等への積極的に参加するなど専門知識の向上に努める必要がある。

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑪)

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。</p>
<p>実績 又は 現況</p>	<p>(国内への情報発信、協力関係)</p> <p>A) 会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をする(2018年度開催実績:2回(予定))。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表している。</p> <p>B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 ・各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部(各審査部の部長等)や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている(2018年度実績:19件、年度内4回予定(2019年1月末時点)(2017年度実績21件))。 ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を、2018年度も継続して行っている(2018年度実績:7回(2019年1月末時点)(2017年度実績:6件))。</p> <p>(国外への情報発信、協力関係)</p> <p>C) 国際会合における情報発信 以下の国際会合や意見交換等の機会において、特許庁の品質管理の取組を紹介・周知及び情報交換を行った。特に、第4回意匠五庁(ID5)会合において品質監査に関する研究についての協力プロジェクトを国際協調に向けた新たな取組として採択した。また、米国特許庁、台湾特許庁の意匠審査官と意見交換が行われることになった。 ・各企業、業界団体との意見交換を行い、特許庁の施策及び取組の普及を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・USPTOデザインデー(4/25 アレキサンドリア) ・第9回日中韓デザインフォーラム(5/24 東京) ・第8回日中意匠専門家会合(5/25、東京) ・意匠五庁(ID5)中間会合(6/25、チェジュ) ・意匠実体審査コース研修(9/3-9/14、東京) ・第4回意匠五庁(ID5)会合(11/5-11/6、ソウル) ・EUIPOテクニカルワークショップ(11/26-11/28 東京) ・第9回日中意匠制度シンポジウム(12/19、北京) ・ハーグ協定加盟支援コース研修(1/10-1/17、東京) ・第2回日台意匠審査官交流(1/15-1/17、台北) ・第10回日米意匠分類専門家会合(3/11-3/13、アレクサンドリア)※開催予定

実績 又は 現況	<p>D)海外の特許庁への直接的な情報発信 海外の特許庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの実体審査や品質管理の取り組みを紹介した。主なものは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none">・シンガポール知財庁・法務省との意見交換会合(5/28、東京)・タイ知的財産局意匠セミナー、東南アジア知財ネットワークとの意見交換(7/23、バンコク)・インドネシア政府主催意匠保護セミナー、ハーグ制度ワークショップ(7/31-8/1、ジャカルタ)・特許特別会計知的財産長期研究生(7/18-11/15、東京)
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------